第一条の次に次の一条を加える。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　経済・財政一体改革　我が国経済の再生及び財政の健全化が相互に密接に関連していることを踏まえ、これらのための施策を一体的に実施する取組をいう。

二　国及び地方公共団体のプライマリーバランスの黒字化　国民経済計算（統計法（平成十九年法律第五十三号）第六条第一項の規定により作成する国民経済計算をいう。）における中央政府及び地方政府のプライマリーバランスの合計額（東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）からの復興のための施策に必要な経費及びその財源に充てられる収入その他の財政の健全性を検証するに当たり当該合計額から除くことが適当と認められる経費及び収入に係る金額を除く。）が零を上回ることをいう。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　第二条の規定による改正前の財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（以下この条において「旧特例公債法」という。）第二条第一項及び第二項並びに第三条の規定は、平成二十八年六月三十日までの間、なおその効力を有する。

2　旧特例公債法第二条第一項（前項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）の規定により発行した公債については、同条第四項の規定は、なおその効力を有する。

3　旧特例公債法第四条第三項に規定する年金特例公債については、同条第二項から第四項までの規定は、なおその効力を有する。

（財政の健全化を図るための施策との整合性に配慮した復興施策に必要な財源の確保）

第三条　政府は、復興施策（第一条の規定による改正後の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第一条に規定する復興施策をいう。以下同じ。）に必要な財源の確保及び一般会計の歳出の財源の確保が相互に密接な関連を有することに鑑み、財政の健全化を図るための施策との整合性に配慮しつつ、復興施策に必要な財源の確保を適切に行うものとする。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百八十一号

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十八号）の施行に伴い、この政令を制定する。

（地方税法施行令の一部改正）

第一条　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十二条の十の四第一号中「第十五条第一項第一号」を「第十五条第一号」に改め、同条第二号中「第十五条第一項第二号」を「第十五条第二号」に改める。

（所得税法施行令及び法人税法施行令の一部改正）

第二条　次に掲げる政令の規定中「第十五条第一項第三号」を「第十五条第三号」に改める。

一　所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第八十九条第三号

二　法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第七十九条第三号

（都市計画法施行令の一部改正）

第三条　都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第三十号中「第十五条第一項第一号」を「第十五条第一号」に改める。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第四条　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第五十条第九項中「第八十五条第三項第三号」を「第八十五条第三項第二号」に改める。

第五十二条第一項第二号中「次に掲げる」を「第五十条第七項第十号及び第十一号、第八項第七号及び第八号並びに第九項第一号及び第三号に規定する費用に係る補助金、委託費、交付金若しくは利子補給金の交付、拠出金の拠出又は分担金の支出に関する」に改め、同号イ及びロを削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十八年三月三十一日から施行する。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

2　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律附則第二条第一項及び第三項の規定により国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が同条第一項に規定する業務を行う場合においては、第四条の規定による改正後の特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項の規定にかかわらず、エネルギー需給勘定に係る事務のうち、当該業務に要する費用に係る委託費の交付に関する事務は、経済産業省令・環境省令で定める区分に応じ、経済産業大臣又は環境大臣が行うものとする。この場合において、同条第二項中「前項各号に掲げる事務」とあるのは、「前項各号に掲げる事務（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成二十八年政令第百八十一号）附則第二項に規定する事務を含む。）」とする。

総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大塚　珠代
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎